

まちづくり通信

第15号

新清洲駅北土地区画整理事業

平成28年4月発行

仮換地(案)を作成しましたので 説明会で皆様にご提示します

5月中旬より個別説明会を開催

緑樹の候、皆様にはますますご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、以前より全体説明会や個別ヒアリングなどでご案内しておりました、仮換地(案)の個別説明会を開催する運びとなりましたのでお知らせいたします。この個別説明会は、施行者(市)が作成した仮換地(案)について、土地所有者の皆様に仮換地の位置、形状、面積等の説明を行い、その内容をご理解していただくことを目的として行うものであります。

この仮換地(案)は、昨年8~9月に行った個別ヒアリングや仮線区域等への申出、小宅地取扱の届出を基に換地設計の作業を進め、土地区画整理審議会での審議を経て作成したものです。

また、換地設計に必要な換地設計規則、申出換地取扱要綱、小宅地取扱要綱を審議しました土地区画整理審議会、整理前後路線価、土地評価規則を審議しました評価員会の結果についても併せてご報告いたします。

仮換地(案)の個別説明会の実施

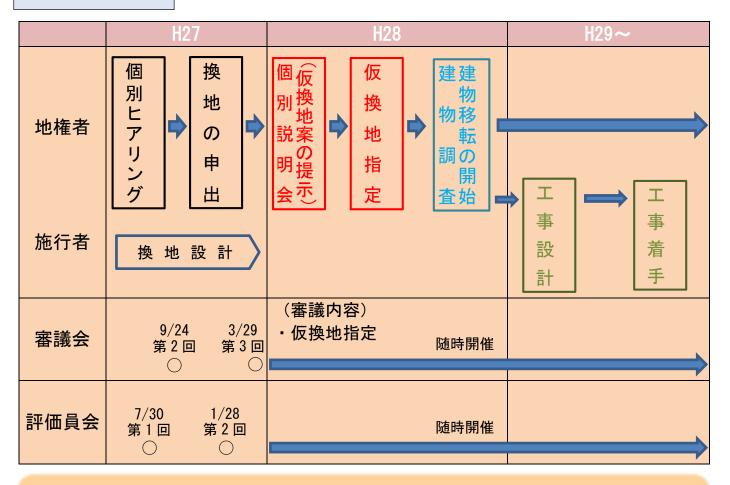
- ◇ 対象者 すべての地権者(共有者、相続人を含む)
- ♦ 時 期 平成28年5月中旬~6月中旬
- ◆ 日 時 月曜日~金曜日(祝日は除く) 午前9時30分~午後5時
- ◇ 会 場 清須市清洲庁舎2階 会議室
- ◇ 説明内容
 - 1 従前の土地の確認
 - 2 仮換地の位置・形状・面積
 - 3 清算金の有無
 - 4 今後のスケジュール

(補足事項)

- **個々の説明日時は、個別にお知らせ**します。ご都合の悪い場合はご連絡ください。
- 仮換地は、仮換地指定を行うことで最終的に決定します。
- この個別説明会は、仮換地指定前に、施行者から仮換地の内容を説明する唯一の機会ですので、ご出席下さいますようお願いいたします。



今後の進め方



仮換地の個別説明会後、土地区画整理審議会に諮問したうえで、土地所有者の皆様に仮換地指定を行います(仮換地指定通知書を送付します)。

その後、建物等の移転補償、工事と進めていきます。

建物等の物件がある方は、順次移転していただくことになります。**移転時期については、施工の順序により異なります**ので、個別にお話しさせていただきます。

第2回土地区画整理審議会

- ◆ 日 時 平成27年9月24日(木)午後1時30分~
- ◆ 会 場 清須市清洲庁舎2階 202会議室
- ◇ 出席委員 10名(全員出席)
- ◆ 事務局 清須市、都市再生機構(UR)
- ◇ 議 題

〈審議事項〉

- (1)換地設計規則の制定について(諮問第3号)
 - 異議なしと答申されました。
- (2) 小宅地取扱要綱の制定について(諮問第4号)
 - ・ 土地区画整理事業小宅地取扱要綱の制定について審議し、異議なく同意されました。
- (3) 申出換地取扱要綱の制定について(諮問第5号)
 - 異議なく同意されました。

〈報告事項〉

(1) 今後のスケジュール等(説明)



第30土地区画整理審議会

◆ 日 時 平成28年3月29日(火)午後1時30分~

→ 会 場 清須市西枇杷島庁舎2階 第1委員会室

◇ 出席委員 10名(全員出席)

◆ 事 務 局 清須市、都市再生機構(UR)

◇ 議 題

〈審議事項〉

(1)換地設計について(諮問第6号)

異議なしと答申されました。

〈報告事項〉

(1)土地評価規則について(説明)

(2)仮換地の個別説明について(説明)

※個人の情報に関する会議のため非公開で行いました。



※ 審議会の議事録、配付資料は清須市ホームページ『市政情報』内の『附属機関等の公開』内にも掲載してあります。

第1回評価員会

◆ 日 時 平成27年7月30日(木)午後2時00分~

◆ 会 場 清須市西枇杷島庁舎2階 第1会議室

◇ 出席委員 3名(全員出席)

◆ 事 務 局 清須市、都市再生機構(UR)

♦ 議 題

〈説明内容〉

(1)事業の概要について(説明)

(2)評価員の役割について(説明)

(3)土地評価基準について(一般的な内容を説明)

(4) 今後のスケジュール等について(説明)



第2回評価員会

- ◆ 日 時 平成28年1月28日(木)午後2時00分~
- ♦ 会 場 清須市西枇杷島庁舎2階 第1会議室
- ◆ 出席委員 3名(全員出席)
- ◆ 事務局 清須市、都市再生機構(UR)
- ◇ 議 題

〈審議事項〉

- (1)土地評価規則の制定について(諮問第1号)
 - 異議なしと答申されました。
- (2)整理前後の路線価の決定について(諮問第2号)
 - 異議なしと答申されました。

〈報告事項〉

(1)換地設計規則の制定(説明)





移転が必要な方は、仮換地指定後、順次 移転していただく事になりますが、 移転時期は施工時期により異なります。



移転時期は、個別に お話しさせて いただきます。

この土地区画整理事業に関わるご意見、ご要望は下記までお願いいたします。

清須市建設部 新清洲駅周辺まちづくり課 まちづくり係

TEL: 052-400-2911 FAX: 052-504-2655

ホームへ゜ーシ゛: http://www.city.kiyosu.aichi.jp/ 電子メール:machizukuri@city.kiyosu.lg.jp